

議案第6号

鳥取市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正 する条例

次のとおり鳥取市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

別表（第5条関係）

略	略
<p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第13条第1項若しくは第22条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ<u>除却された空家又は同条第10項前段若しくは第11項の規定により除却された空家</u>（以下「<u>除却された空家</u>」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p>	略
略	略

備考 略

別表（第5条関係）

略	略
<p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第14条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家（以下「<u>除却された空家</u>」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p>	略
略	略

備考 略

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。